

つくば市空家バンク制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、つくば市内の空家等の有効活用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図るために実施するつくば市空家バンク制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に存在し、個人が所有し、現に居住その他の使用がなされていない（居住その他の使用をしなくなる予定の場合を含む。）建築物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とするものを除く。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空家バンク制度 空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けて登録した当該空家等に関する情報を空家等の利用を希望する者に紹介する制度をいう。
- (4) 空家等登録台帳 空家バンク制度に登録する利活用可能な空家等の情報を管理する台帳をいう。
- (5) 利用登録者台帳 空家バンク制度に登録された空家等の利用を希望する者の情報を管理する台帳をいう。

(空家バンク制度への登録等)

第3条 空家バンク制度に空家等の登録をしようとする所有者等は、つくば市空家バンク制度登録申込書（様式第1号）及びつくば市空家バンク制度登録カード（様式第2号）を市長に提出する。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった空家等が、つくば市空き家等適正管理条例（平成24年つくば市条例第34号）第2条第1項第2号に規定する管理不全な状態になく、空家バンク制度への登録が適当であると認めたときは、空家等登録台帳に記載する。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、つくば市空家バンク制度登録完

了通知書（様式第3号）により当該申込みをした者に通知する。

4 空家バンク制度への登録期間は、登録日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（空家等に係る登録事項の変更の届出）

第4条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「空家バンク制度登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、つくば市空家バンク制度登録事項変更届出書（様式第4号）を市長に提出する。

（空家バンク制度への再登録）

第5条 市長は、第3条第4項に規定する登録期間の満了する日の1月前までに、つくば市空家バンク制度再登録確認書（様式第5号）により空家バンク制度登録者に対し再登録の希望の有無を確認する。

2 再登録を希望する空家バンク制度登録者は、つくば市空家バンク制度再登録申込書（様式第6号）を市長に提出する。

3 再登録の登録期間は、第3条第4項の規定する登録期間と同様とする。

4 前3項の規定は、以後の再登録について準用する。

（空家バンク制度の登録取消しの届出）

第6条 空家バンク制度の登録を取り消したい空家バンク制度登録者は、つくば市空家バンク制度登録取消届出書（様式第7号）を市長に提出する。

（空家バンク制度の登録の取消し）

第7条 市長は、空家バンク制度登録者から、前条の規定による届出があったとき、又は、次の各号のいずれかに該当するときは、空家等登録台帳の記載を消除するとともに、つくば市空家バンク制度登録取消通知書（様式第8号）により当該空家バンク制度登録者に通知する。

(1) 第4条第1項の規定によるつくば市空家バンク制度登録事項変更届出書（当該空家等に係る所有権その他の権利の異動の場合に限る。）の提出があったとき。

(2) 第3条第4項に規定する空家バンク制度の登録期間を満了したとき。

(3) 第15条第4項の規定による契約締結の報告を受けたとき。

（情報の提供）

第8条 市長は、空家等登録台帳に登録された情報のうち次に掲げる情報をつくば

市のホームページ等及び担当部署窓口において縦覧に供する。

- (1) 登録番号
- (2) 登録区分
- (3) 所在地（字及び地番を除く。）
- (4) 希望価格
- (5) 位置図
- (6) 写真
- (7) 空家等概要（面積、構造、建築年、間取り、補修の要否、補修の費用負担）
- (8) 利用状況
- (9) 設備状況
- (10) 主要施設への距離
- (11) 特記事項がある場合は、その内容
（空家バンク制度利用登録の申込み等）

第9条 空家バンク制度に登録された空家等の利用を希望する者は、つくば市空家バンク制度利用登録申込書（様式第9号）及び誓約書（様式第10号）を市長に提出する。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みをした者が次の各号のいずれかに該当し、空家バンク制度への利用登録が適当であると認めるときは、利用登録者台帳に記載する。

- (1) 空家等に定住又は定期的に滞在若しくは使用して、本市の自然環境、生活文化等に理解を深め、地域住民と協調して生活又は使用できる者
- (2) その他市長が適当であると認めた者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、つくば市空家バンク制度利用登録完了通知書（様式第11号）により当該申込をした者に通知する。

4 空家バンク制度への利用登録期間は、登録日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（空家バンク制度利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第10条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「空家バンク制度利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、つくば市空家バンク制度利用登録事項変更届出書（様式第12号）を市長に提出する。

(空家バンク制度への利用登録期間の延長)

第 11 条 市長は、第 9 条第 4 項に規定する登録期間の満了する日の 1 月前までに、つくば市空家バンク制度利用登録期間延長確認書(様式第 13 号)により空家バンク制度利用登録者に対し利用登録期間延長の希望の有無を確認する。

2 利用登録期間延長を希望する空家バンク制度利用登録者は、第 9 条第 1 項に規定する申込書及び誓約書を市長に提出する。

3 利用登録期間延長の登録期間は第 9 条第 4 項に規定する利用登録期間と同様とする。

4 前 3 項の規定は、以後の利用登録期間延長について準用する。

(空家バンク制度の利用登録の取消しの届出)

第 12 条 空家バンク制度の利用登録を取り消したい空家バンク制度利用登録者は、つくば市空家バンク制度利用登録取消届出書(様式第 14 号)を市長に提出する。

(空家バンク制度の利用登録の取消し)

第 13 条 市長は、空家バンク制度利用登録者から、前条の規定による届出があったとき、又は、次の各号のいずれかに該当するときは、空家バンク制度利用登録者台帳の記載を削除するとともに、つくば市空家バンク制度利用登録取消通知書(様式第 15 号)により当該空家バンク制度利用登録者に通知する。

(1) 空家バンク制度利用登録者が、第 9 条第 2 項に規定する登録の要件を満たさなくなったとき。

(2) 第 9 条第 4 項に規定する空家バンク制度利用登録期間を満了したとき。

(3) 第 15 条第 4 項の規定による契約締結の報告を受けたとき。

(交渉の申込み等)

第 14 条 交渉を申し込みたい空家バンク制度利用登録者は、交渉申込書(様式第 16 号)に希望する空家等の登録番号(第 3 条第 3 項の規定により登録された番号をいう。)その他必要事項を記入し、市長に提出する。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに交渉申込通知書(様式第 17 号)により空家バンク制度登録者(代理人がいる場合にあっては当該代理人)及び契約交渉の媒介を依頼している場合は媒介事業者に対して通知する。

3 空家バンク制度利用の交渉権は、申込受付順を優先とする。

4 空家バンク制度利用登録者は、同時に複数の空家等に対して交渉の申込みを行

うことはできない。

- 5 空家バンク制度利用登録者は、交渉の申込みを取消すときは、交渉申込取消届出書（様式第 18 号）を市長に提出する。
- 6 市長は、空家バンク制度利用登録者から前項の規定による届出があったとき、交渉の申込みを取消すとともに、交渉申込取消通知書（様式第 19 号）により当該空家バンク制度利用登録者に通知する。

（空家バンク制度登録者と空家バンク制度利用登録者の交渉等）

第 15 条 市長は、空家バンク制度登録者と空家バンク制度利用登録者との空家バンク制度登録空家等に関する交渉並びに売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

- 2 空家バンク制度に係る交渉並びに売買及び賃貸借等の契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとする。
- 3 市長は、空家バンク制度登録者の希望により、空家バンク制度に関する交渉並びに売買及び賃貸借等の契約について、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部に対し、契約交渉の媒介を依頼することができる。
- 4 空家バンク制度登録者（代理人がいる場合にあっては当該代理人）又は契約交渉の媒介を依頼している場合は媒介事業者は、交渉等の結果について遅滞なく、交渉結果報告書（様式第 20 号）により市長に報告する。

（個人情報保護の保護）

第 16 条 空家バンク制度登録者、空家バンク制度利用登録者及び空家等登録台帳又は利用登録者台帳の情報を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空家等登録台帳又は利用登録者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしてはならない。
- (2) 個人情報を市長の承諾なくして複製、又は複製してはならない。
- (3) 個人情報を毀損し、又は消滅することのないよう適正に管理しなければならない。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報は適切に破棄しなければならない。

(5) 個人情報の漏えい、毀損、消滅等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなくてはならない。

附 則

この要項は、平成 28 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年 5 月 31 日から施行する。